

平成16年第2回臨時会
斑鳩町議会会議録

平成16年5月11日
午前9時20分 開会
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	猪川恭弘
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
税務課長	植嶋滋継	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	西川肇	健康推進課長	清水孝悦
環境対策課長	清水建也	住民課長	西谷桂子

都市建設部長	北村光朗	建設課長	堤和雄
建設課参事	今西弘至	観光産業課長	田口好夫
都市整備課長	藤本宗司	都市整備課参事	西田哲也
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	阪野輝男
上下水道部長	池田善紀	上水道課長	水田美文
下水道課長	谷口裕司		

1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 議案第16号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程 4. 議案第17号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 5. 承認第 1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）
- 日程 6. 承認第 2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日程 7. 承認第 3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程 8. 承認第 4号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）
- 日程 9. 承認第 5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について）
- 追加日程 1. 議長辞職許可について
- 追加日程 2. 議長選挙について
- 追加日程 3. 副議長辞職許可について
- 追加日程 4. 副議長選挙について
- 追加日程 5. 常任委員会委員の選任について

- 追加日程 6. 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程 7. 都市基盤整備特別委員会委員の辞任許可について
- 追加日程 8. 都市基盤整備特別委員会委員の選任について
- 追加日程 9. 広報発行対策特別委員会委員の辞任許可について
- 追加日程 10. 広報発行対策特別委員会委員の選任について
- 追加日程 11. 推薦第 1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について
- 追加日程 12. 同意第 2号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて
- 追加日程 13. 議長報告について
- (1) 常任委員会正副委員長互選結果について
 - (2) 議会運営委員会正副委員長互選結果について
 - (3) 都市基盤整備特別委員会正副委員長互選結果について
 - (4) 広報発行対策特別委員会正副委員長互選結果について
 - (5) 市町村合併調査研究特別委員会正副委員長互選結果について
-

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時20分 開会)

○議長（森河昌之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。よってこれより、平成16年第2回斑鳩町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、町長より議会招集のごあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成16年第2回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。平素から、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

平成16年度も既に1カ月余り過ぎ、4月1日付で若干の職員の人事異動を行い、新たな体制の中で「一人ひとりが創り出すまち～歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現に向けて、職員ともども一丸となり、創意工夫を凝らしながら諸事業の早期実施に積極的に取り組み、斑鳩町の個性と創造性を十分発揮出来るまちづくりを目指し、最善の努力をしているところであります。議員皆様方のより一層の温かいご支援とご協力を賜りながら、本町のさらなる発展に向け全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

本臨時会には、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてなど7議案を付議させていただいております。何とぞ温かいご審議を賜りまして、すべて原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 本臨時会の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。1番、嶋田議員、2番、松田議員を指名いたします。両議員にはよろしく願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日と定めることについて、これにご異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

続きまして、日程3、議案第16号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程4、議案第17号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程5、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)、日程6、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)、日程7、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)、日程8、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について)、日程9、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について)、以上7議案を一括上程いたします。

町長から、本臨時会に付議いたされました7議案について提案説明を求めます。小城町長。

○町長(小城利重君) それでは、本臨時会に付議いたしました議案につきまして、その概要をご説明させていただきます。

はじめに、議案第16号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成16年4月1日から施行されたことにより、この改正に伴い、当町の非常勤消防団員等に対する損害補償の額について整合性を図るため、補償基礎額及び介護補償額を改定することとし、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、平成16年4月1日から施行されたことにより、この改正に伴い、当町の非常勤消防団員の退職報償金について整合性を図るため、退職報償金を改定することとし、斑鳩町非

常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）であります。

平成16年度地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が、平成16年3月31日に公布され、この改正に伴い、斑鳩町町税条例についても所要の改正を行ったものであります。

その主な改正点であります。現下の経済・財政状況を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保するための「あるべき税制」の構築に向けた改正の一環として、個人住民税の均等割の見直しでは、人口段階別税率区分を廃止し、その税率を3,000円とすることや、土地市場の活性化に資する観点とともに、株式に対する課税とのバランスを考慮することから、土地譲渡益課税・株式譲渡益課税の税率の引下げとともに、長期譲渡所得の100万円特別控除の廃止を行うものであります。

また、平成15年度における生活扶助基準及び生活保護基準の引下げに伴う加算額の見直しを行うものであります。このことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成16年3月31日付で町長専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）であります。

平成16年度の地方税制の改正を内容とする地方税法の一部改正する法律が、平成16年3月31日に公布され、この改正に伴い、都市計画税についても所要の改正を行ったものであります。なお、今回の改正では、当町に直接対象となるものはなく、条文の整理を行うものであります。このことについて、地方自治法第179条第1項の規定により平成16年3月31日付で町長専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）であります。

平成16年度の地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が、平成16年3月31日に公布され、長期譲渡所得に係る100万円の特別控除が廃止されたことにより、条文の整理と併せ斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正したものであり

ます。このことについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成16年3月31日付で町長専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,170万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ84億823万1,000円としたものであります。

主な予算補正の内容につきましては、歳入予算では、地方譲与税、利子割交付金をはじめとする各種交付金及び特別交付税の確定と地方債の許可予定額の確定による予算補正、歳出予算では、各事業の完了に伴う予算補正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成16年3月31日付で町長専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。

各種交付金の決定によるもので、第2款地方譲与税では、自動車重量譲与税及び地方道路譲与税で138万2,000円の増額、第3款利子割交付金は、450万6,000円の減額、第4款地方消費税交付金では、626万6,000円の増額、第5款ゴルフ場利用税交付金では、599万4,000円の減額、第6款自動車取得税交付金では、370万9,000円の増額、第8款地方交付税では、1,851万8,000円の増額、第9款交通安全対策特別交付金では、52万6,000円の増額であります。

第13款県支出金では、地域活性化事業総合補助金及び緊急地域雇用創出特別交付金事業補助金の確定に伴う減額と、市町村事務処理交付金の追加により、845万8,000円の減額であります。

第18款諸収入では、財団法人奈良県市町村振興協会市町村交付金の交付が受けられるようになりましたことから、286万6,000円の増額であります。

第19款町債では、まちづくり総合支援事業債外3事業に係ります地方債許可予定額の確定により、1,740万円の増額であります。

続きまして、歳出予算の補正であります。

歳出予算の補正につきましては、事務事業等の完了に伴う事業費の減額補正と、地方債の許可予定額及び県支出金等の特定財源の確定に伴い、各款、項、目において予算額

の補正を行わず、財源の振替えを行ったものであります。

はじめに、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費では、文化振興センター施設管理業務委託料及び文化振興財団補助金の確定により2,153万3,000円の減額であります。

次に、第6款商工費、第1項商工費、第9目緊急地域雇用創出特別対策事業費では、緊急地域雇用創出特別対策事業として実施いたしました各事業の完了により489万円の減額であります。

第7款土木費、第4項都市計画費、第2目公共下水道費では、県に負担いたします流域下水道事業市町村負担金の額の確定に伴い、流域下水道事業繰出金716万1,000円の減額であります。

第9款教育費、第5項社会教育費、第6目図書館管理運営費では、図書館施設管理業務委託料の確定により132万7,000円の減額であります。

最後に、第11款公債費、第1項公債費、第2目利子では、町債等の借入金に係ります利子償還金の確定により1,340万7,000円の減額補正を行っております。

なお、特定財源等の増額により生じた財源8,002万7,000円につきましては、予備費に留保いたしました。

また、本補正予算では、諸般の事情により本年度会計において予算の支出を見込めない事業が新たに生じたことから、道路新設改良事業で379万2,000円、法隆寺・藤ノ木線整備事業で1,042万3,000円の繰越明許費を追加させていただいております。

次に、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について）であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,236万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億6,562万円とするものであります。

まず、歳入予算につきましては、第3款繰入金では、716万1,000円の減額、第6款町債では、流域下水道事業市町村負担金の額の確定に伴い、下水道事業債で520万円の減額であります。

一方、歳出予算では、第1款下水道費で流域下水道事業市町村負担金の額の確定に伴い、1,236万1,000円の減額であります。

この補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成16

年3月31日付で町長専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決又はご承認いただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

それでは、日程3、議案第16号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第16号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、議案第16号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第16号

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成16年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨によりご説明を申し上げます。議案書の後ろから2枚目の要旨がございますので、ご覧いただきたいと思っております。

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（要旨）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成16年政令第71号）が平成16年4月1日から施行されたことにより、この改正に準じて、当町の非常勤消防団員等に対する損害補償の適正化を図るため、補償基礎額及び介

護補償の額を改定することとし、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございます。

1点目の補償基礎額の改定でございます。

(ア)といたしまして、非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額を次のように改定するというところでございます。第5条第2項第1号関係の別表第1の改定でございます。階級ごとにご説明を申し上げます。

団長及び副団長でございますが、10年未満につきましては、現行1万2,600円を130円減じ1万2,470円に、10年以上20年未満につきましては、現行1万3,500円を160円減じ1万3,340円に、20年以上につきましては、現行1万4,400円を200円減じ1万4,200円とするものでございます。

続きまして、分団長及び副分団長でございます。10年未満につきましては、現行1万800円を60円減じ1万740円に、10年以上20年未満につきましては、現行1万1,700円を100円減じ1万1,600円に、20年以上につきましては、現行1万2,600円を130円減じ1万2,470円とするものでございます。

続きまして、部長、班長及び団員でございます。10年未満につきましては、現行そのまま9,000円でございます。10年以上20年未満につきましては、現行9,900円を30円減じ9,870円に、20年以上につきましては、現行1万800円を60円減じ1万740円とするものでございます。

次に、(イ)でございますが、消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者に係る補償基礎額の最高額を、現行1万4,400円でございますが、200円を減じ1万4,200円に改定するものでございます。これは、第5条第2項第2号の関係でございます。

次に、(ウ)でございます。一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴いまして、配偶者に係る扶養加算額を、現行467円から17円減じ450円に改定するものでございます。これは、第5条第3項関係でございます。

次に、(2)の介護補償の額の改定でございますが、介護補償の額を次のように改定するものでございます。第6条の2第2項関係でございます。

まず、他人介護の上限でございますが、常時介護の場合、現行10万6,100円から、1,130円を減じ10万4,970円にするものでございます。次に、随時介護

でございますが、現行5万3,050円から560円を減じ5万2,490円にするものでございます。

続きまして、家族介護の最低保障でございますが、常時介護の場合、現行5万7,580円から630円を減じ5万6,950円にするものでございます。次に、随時介護でございますが、現行2万8,790円から310円を減じ2万8,480円とするものでございます。

また、(3)のその他でございますが、第2条関係で、消防法の一部改正に伴い、その整合性を図るため、条文の整備を行うものでございます。

以上が改正の理由でございますが、昨年度実施されました国家公務員の給料表の引き下げ、改定等に準じ、年間給与等の逆格差の是正として改定されたものでございまして、給料表では平均1.07%開いたことから、これに準じた改正内容となっております。付け加えてのご説明とさせていただきます。

次、2点目の適用関係でございますが、平成16年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、傷害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例によることになっております。

改正条例の説明については省略させていただきますが、以上簡単でございますが説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りましてご了承いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） ございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第16号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第16号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、日程4、議案第17号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって議案第17号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) それでは、議案第17号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第17号

斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成16年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨によりご説明申し上げます。議案書の最後のページをお開きいただきたいと思います。

斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例(要旨)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第72号)が平成16年4月1日から施行されたことにより、この改正に準じて、当町の非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金を引き上げることとし、斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず、1点目でございますが、改正内容でございます。

退職報償金の支払額を引き上げるものでございまして、下記の表のとおり、階級及び勤続年数に応じましてそれぞれ2,000円を引き上げられたものでございます。なお、この引き上げにつきましては、平均0.47%の引上率となっております。階級と勤務年数の表の説明は省略させていただきます。

次に、2点目でございます。実施時期でございますが、平成16年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日以後に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によるといたしております。

改正条例の説明については省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくご審議賜りまして、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） ございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第17号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第17号については、満場一致で可決いたされました。

次に、日程5、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって承認第1号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）についてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて
（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成16年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。次のページをお開きいただきたいと思います。

斑専第3号

専決処分書

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成16年3月31日

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨によりご説明申し上げます。最後のページをお開きいただきたいと思います。

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について（要旨）

平成16年度、地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律（平成16年法律第17号）等が、平成16年3月31日に公布されたことにより、これに基づき町税条例の一部を改正するものでございます。

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保するための「あるべき税制」の構築に向け、個人住民税均等割の見直し、所得譲与税の創設、非課税等特別措置の整理合理化等の改正をされたものでございます。これらの改正の中で町税条例に関係ある改正点について所要の改正を行うものでございます。

主な改正点でありますが、まず1つ目の個人住民税でございます。

1つは、均等割の見直しでございます。市町村民税の均等割について、人口段階別の税率区分を廃止し、税率を3,000円とするものでございます。現行は2,000円でございますので、1,000円の引き上げとなっておりますのでございます。

2つ目の個人住民税均等割の非課税限度額及び所得割の非課税限度額の見直しという

ことで、平成15年度におけます生活扶助基準及び生活保護基準額の引き上げに伴いまして加算額の見直しを行っているものでございます。

まず、均等割の非課税限度額について、下に書いておりますように、加算額が現行19万2,000円から17万6,000円ということで、1万6,000円の引き下げとなっております。

次に、所得割の非課税の限度額でございますが、これにつきましては、現行36万から35万ということで、1万円の引き下げとなっておりますのでございます。

次、3点目の居住用財産の譲渡損失の繰越控除でございます。住宅価格の下落を踏まえ、一定の要件の下で、居住用財産の借り換えの際に、譲渡損失が生じた者のほか、居住用財産の譲渡による損失が生じ、かつ譲渡価格を上回る住宅ローン残高を有する者に配慮する観点から、居住用財産の譲渡損失の繰り越し控除制度の拡充等を行うものでございます。

次に、4点目でございますが、土地譲渡課税の見直しでございます。長期譲渡所得に係る税率の引き下げ、それと長期譲渡所得に係る100万円特別控除及び譲渡損失の所得との損益通算を廃止するとともに、短期譲渡所得についても税率を引き下げるものでございます。

次に5点目の金融・証券税制に対する課税の見直しでございます。非上場株式の譲渡益に対する税率を引き下げるとともに、公募株式・投資信託について、譲渡益に対する税率を平成20年度まで優遇税率を適用し、特定口座の取り扱い対象に含めることにより譲渡益について申告不要を選択することが出来ることとするほか、譲渡損失を繰り越し控除の対象とするということになったわけでございます。

それと、2つ目の特別土地保有税でございますが、特別土地保有税の徴収猶予の根拠となっております非課税措置について、その適用期限延長と所要の改正を行うものでございます。

最後に、この今回の改正において、本町においてどれぐらいの影響があるかということについてご説明申し上げますと、今回の改正の影響については、個人住民税の均等割の見直しでは約1,020万円の増を見込んでおります。それと、均等割及び所得割の非課税限度額の見直しによる影響でございますが、均等割では4万5,000円、所得割では6万5,000円、それぞれの増を見込んでおるものでございます。居住用財産の譲渡損失と繰り越し控除の拡充につきましては、今までの実績がないため、これに

ついてはちょっと少しわからないと、不明であるということでございます。それと、土地譲渡課税の見直しにつきましては、62万1,000円程度の減額ということで見込んでおります。それと、公募株式・投資信託に対する課税の見直しについては、これも実績がないためにわからないというものでございます。それと、特別土地保有税については、現在課税がないということでございます。そういったことを合わせまして、約970万程度の増を見込んでおるものでございます。

以上、簡単でございますが、改正条例の説明は省略させていただき、説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議賜りましてご了承いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 今、説明をいただいたわけなんですけれども、均等割を現行2,000円、これは人口階段別の税率区分もあるわけなんですけれども、それを廃止して3,000円にするということなんですけれども、斑鳩町としては、増収になるのか減額になるのか、数字を上げて説明をお願いしたい。

もう1点、4番目の土地譲渡税収の関係なんですけれども、長期譲渡所得に係る100万円の特別控除が今まであったわけですね。それがなくなると。しかし、税率の引き下げがございまして。これも、この改正に伴い税金の増減について、数字で例を挙げて説明をお願いしたい。以上2点お願いいたします。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 均等割の見直しに係ります影響につきましては、先ほど少し申し上げたとおりでございますが、もう一度申し上げます。約1,020万円程度増額となるものでございます。

それと、特別控除の100万円控除なくなるというものでございますが、これにつきましては、それぞれ特別措置法でございまして、100万円とか、収用の場合は5,000万とかいう特別控除ございまして、そうした中で100万円控除だけがなくなったというものでございまして、それぞれそれに基づく税率100万円を引かない場合での税率を掛けるものでございまして、それに対しての、今回の引き上げでは、今までの税率が4%であったものが3.4%ということで、0.6%引き下げることによって、その100万円に対する0.6%の分の税金が減るように、100万円を引く

ということによる影響と0.6というものの引き上げの絡みの中での数字がいわゆる税金として出てくるものでございます。

実例といたしましては、それぞれのケースにおいて判定しなきゃならんわけでございますけども、ただいま申し上げましたような方法で算出していくもので、説明とさせていただきます。

○議長（森河昌之君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 今、お互いに苦しい状態の中で、この税金を値上げされる、やむを得ないと思うんですけども、やはりもう少し考える余地があるんじゃないか。特に長期譲渡についても、4%のやつが3.4ということになります。これは、100万円でしたら、3.4増えるわけです。100万円控除があったら、100万円はゼロになるんやからゼロです。しかし、実際には3.4%は払わなくてはならない。今までは4%やったけども100万円控除があったからゼロということ。仮に、私が私有地で1,000万なり3,000万なり、それで大きい金額になっていったら、これは逆転していく。もっと大きくなってくると思うんです。そこらをもう少し説明をお願いしたい。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 確かに譲渡の金額が高くなりましたら、100万円の影響は少なくなっていく一方、4%から3.4%に引き下げた、0.6%の影響が大きくなるというような計算ということになるということでございます。

○議長（森河昌之君） ほかにございませんか。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、部長の方から一定説明をいただいたんですけども、全体としては1,020万円の増税となるということですね。個人住民税の均等割、所得割の課税限度額が引き下げになることによって新たに金額は増えるというふうに説明いただいたんですけども、これ、対象人数ですね、世帯というんですかね、はどれぐらい増えるかというのを1点お聞きしたいのと、あと、今回の一律2,000円から3,000円に引き上げることによって、1,000円同じように、町民全体が同じようにかかることになるんですけども、一律1,000円引き上げることによって、町民の方でも所得が低い方に対する負担が大きくなるというふうに考えているんですけども、そういった配慮なんかは町の方としてはどのように考えているんでしょうか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この関係する納税義務者の数ということでございますが、非課税の限度額の見直しによりまして、均等割では納税義務者は約15人、所得割では10人というように我々の方では把握しているところでございます。

それと、個人住民税均等割及び所得割につきましては、特に低所得者の税負担に配慮し、所得金額が一定水準以下の低所得者層について非課税にされておるということについてはご承知のとおりでございます。非課税限度額は、均等割については生活扶助基準額を、所得割について生活保護基準を勘案して規定されておるものでございます。これらの基準額につきましては、地方税法施行規則及び生活保護の改正を踏まえ、これらの基準額程度の所得しか得ていない者が課税されないよう水準を見直してきたところでございます。今回の改正では、平成15年にこれらの基準額が引き下げられたことによりまして、加算額を引き下げないと、生活扶助基準、生活保護基準より所得が多い者でも非課税となることから、基準額を見直す必要があるということで改正されたものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） もう既に専決処分として施行されているものですが、確かに国が決めたことによって、それにならって町村も変えていくという方向で今答弁いただいたと思うんですけども、やはり今回の改正によって誰が一番影響を受けるかという点、低所得者の方が一番影響が大きいと思うんですけども、これまで均等割でしたら非課税だった世帯が課税になって、さらにそこからまた一律3,000円に引き上げれることによってその負担も大きくなるということでは、近年不況に苦しんで生活しておられる町民の方、特に低所得者の方に対して負担が大きくなるという面では、町としてもぜひ配慮してほしい。国から言われたからといって一定の方向でやるのではなく、そういった低所得者の方にも目を向けた行政を行っていただきたいというふうに申し上げておきます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 私の方も、今出ておりましたけれども、所得税法の絡みの中からはいまましても、今回非常に低所得者に厳しい状況になってます。特別配偶者控除の問題、高齢者控除の問題、こういったものも含めまして、これまで非課税であった方が課税になってくるという所得税法の絡みとの中でも、非常に税というのが低所得者に重くのしかかってくるのではないかなというふうには感じてます。まして、今回町税の方

でもこういう状況になっております。専決処分ですので、既に決定はされているものの、このことを勘案していただきまして、徴収の方法などについても、これまで町税は4期で徴収をしていただいているとは思いますが、非常に税が高くなったことによって苦しんでおられる、苦しいご家庭というのが出てきた場合に、徴収についてもご配慮いただきたいというふうに思うんですが、その考え方についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 制度的なものでございますので、こういった改正をさせていただいたものでございますけれども、ただいま申されておりますように、徴収につきましては、以前からやはり納税者の状況に応じまして、窓口におきまして、いわゆる納めていただけるようないわゆる額で、いただけるような納付相談もさせていただいております。これらについても、十分やはり対応させていただくということの中で、納税をしていただくようにご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） ほかにございませんね。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第1号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議ありとのことです。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を承認することに反対する議員の意見を求めます。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回、地方税法が改正されたことによって、これまで人口段階別であった個人住民税の均等割が一律3,000円に引き上げられました。斑鳩町では、もともと2,000円であったので、実際には1,000円引き上げになるのですが、これによって町全体で1,020万円の増税となります。

また、均等割は、個人住民税の基礎をなしており、とりわけ低所得者への配慮が必要となるのですが、今回生活扶助基準が0.2%引き下げられたことによって、個人住民税の均等割、所得割の非課税限度額も引き下げられており、新たに課税対象になる方が

、均等割では15人、所得割では10人町内でも影響があります。

さらに、今回新たに均等割で課税対象になる方にとっては、課税対象になる上に均等割も引き上げになり、今回の改正は低所得者に対して多大な影響があると考えます。

また、あわせて、今回の改正で老年者控除や生計同一の妻に対する非課税措置が廃止となり、平成17年度、18年度から施行される見通しです。一定所得のある方にはそれなりに負担をしていただくということは検討が必要であると考えますが、国から地方への財政支出削減の穴埋めとして、地方自治体と住民に新たな負担を強いるものであり、長い不況に苦しむ町民の暮らしをさらに追い詰めるものになっていることから、国で決まったから仕方がないとはせず、国に対しても意見を上げていくべきだと考え、住民の生活を守る立場から強く反対いたします。

以上、簡単ではありますが、私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 次に、本案を承認することに賛成の議員の意見を求めます。8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）について、賛成の立場から意見を申し述べます。

今回の条例改正は、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保するための「あるべき税制」の構築に向け、地方税法の一部を改正する法律等が平成16年3月31日に公布されたことにより改正されるものであります。個人住民税均等割は、地方公共団体の様々な行政サービスの対価として、広く住民が地域社会の費用の一部をひとしく分担するものであります。

今回の改正は、近年市町村の行政サービスが人口規模別に見ても格差がなくなってきていることから、従来の人口段階に応じた税率区分を廃止し、税率を3,000円に統一されるものであり、適切な適用であると考えております。

また、土地市場の活性化に資する観点とともに、株式に対する課税とのバランスを考慮した改正については、現下の経済情勢を見た中で、経済の活性化を支援するものとなっていることから、評価出来るものとなっております。

このようなことから、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についての賛成の意見いたします。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

ました。

- 議長（森河昌之君） これをもって討論を終結いたします。本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。原案のとおり承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

- 議長（森河昌之君） 起立多数であります。よって、承認第1号については、賛成多数で承認いたされました。

続いて、日程6、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって承認第2号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

- 総務部長（植村哲男君） それでは、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）ご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成16年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第4号

専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成16年3月31日

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨によりご説明申し上げたいと思います。最後のページをお開きいただきたいと思います。

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について（要旨）

平成16年度、地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律（平成16年法律第17号）等が平成16年3月31日に公布され、固定資産税の改正に伴い都市計画税についても所要の改正が行われ、これに基づき都市計画税条例の一部を改正するものでございます。

なお、今回の改正については、当町に直接対象となるものではなく、条文の整理を行うものでございます。改正条例の説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） ございませんね。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第2号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって承認第2号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程7、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって承認第3号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） それでは、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成16年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。次のページをお開きいただきたいと思ひます。

斑専第5号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成16年3月31日

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨によりご説明をさせていただきます。最後のページをご覧いただきたいと思ひます。

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（要旨）

平成16年度、地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律（平成16年法律第17号）が平成16年3月31日に公布されたことにより、これに基づき国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。その内容は、長期譲渡所得に係

ります100万円の特別控除が廃止されたことにより、その整合性を図るため条文を整理するものでございます。なお、改正後の条例は平成17年度課税から適用され、平成16年度課税は従前どおり取り扱いますことから、この旨付則で規定するものでございます。なお、国民健康保険税条例の改正本文につきましての説明は省略をさせていただきます。

何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（森河昌之君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） ございませんね。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第3号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって承認第3号については、満場一致で承認いたされました。

次に、日程8、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって承認第4号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）をご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて

(平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成16年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、次のページお開きいただきたいと思います。専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第1号

専決処分書

平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成16年3月31日

斑鳩町長 小城利重

今回の町長専決処分をさせていただきました平成15年度の斑鳩町一般会計補正予算(第9号)につきましても、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ3,170万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ84億823万1,000円とするものでございます。主に、地方譲与税、利子割交付金をはじめとする各種交付金及び地方交付税の確定と地方債の許可予定額の確定に伴う補正でございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき町長専決処分をさせていただきましたものでございます。

その主な補正の内容につきましては、予算に関する説明書に基づきましてご説明申し上げます。

まず、歳入関係でございます。

9ページをお開きいただきたいと思います。第2款の地方譲与税では、第1項自動車重量譲与税162万2,000円の増額、第2項地方道路譲与税では、24万円の減額となっております。

次に、10ページでございます。第3款の利子割交付金でございます。450万6,000円の減額でございます。

第4款の地方消費税交付金では、626万6,000円の増額となっております。

次に、11ページでございますが、第5款のゴルフ場利用税交付金では、599万4,000円の減額、第6款の自動車取得税交付金では、370万9,000円の増額となっております。

次に、12ページをお願いいたします。第8款の地方交付税でございます。特別交付税が確定したことによりまして、1,851万8,000円の増額となっております。

第9款の交通安全対策特別交付金では、52万6,000円の増額となっております。

次に、13ページでございますが、第13款の県支出金、第2項県補助金では、地域活性化事業総合補助金で460万円の減額、緊急地域雇用創出特別交付金事業補助金で560万5,000円の減額、第3項県委託金では、市町村事務処理交付金174万7,000円の増額となっております。

次に、14ページをお願いいたします。第18款の諸収入でございます。ISO14001の取り組みや環境教室等の環境対策事業に対しまして、奈良県市町村振興協会市町村交付金が受けられることになりましたことから、286万6,000円の増額となっております。

次に、第19款の町債でございます。地方債許可予定額の確定に伴いまして、1,740万円の増額をさせていただいております。内訳といたしましては、第2目の土木債では、地方特定道路整備事業債で110万円の増額、まちづくり総合支援事業債で1,690万円の増額となっております。第4目の教育債では、中宮寺跡史跡用地購入事業債で40万円の減額、第7目農林水産業債では、ため池整備事業債で20万円の減額となっております。

以上が歳入のご説明でございます。

続きまして15ページ、歳出でございますが、第2款の総務費、第1項総務管理費、第6目企画費では、文化振興センター施設管理業務委託料及び文化振興財団補助金の精算によりまして、2,153万3,000円を減額させていただくものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。第6款の商工費でございます。第1項商工費、第9目緊急地域雇用創出特別対策事業費では、IT・パソコン教室講習会事業、福祉サービス現況調査事業、水道管路情報構築事業の事業費がそれぞれ確定いたしましたので、489万円を減額するものでございます。

次に、20ページに移ります。第7款の土木費でございますが、第4項都市計画費、

第2目公共下水道費では、流域下水道事業に係る負担金の確定によりまして、繰出金で716万1,000円を減額させていただくものでございます。

次に、22ページをお開きいただきたいと思います。第9款の教育費でございます。第5項社会教育費、第6目図書館管理運営費では、図書館施設管理業務委託料の確定によりまして132万7,000円を減額させていただくものでございます。

次に、第11款の公債費でございます。第1項公債費、第2目の利子では、償還金の確定により1,340万7,000円を減額させていただくものでございます。

その他の補正につきましては、全般にわたりまして地方債の許可予定額及び県支出金等の確定に伴いまして、款、項、目において予算の補正を行わず、財源の振り替えを行わせていただいたものでございます。

次、23ページをご覧いただきたいと思います。第12款の予備費でございますが、特定財源等の増額によりまして8,002万7,000円を増額させていただくものでございます。

続きまして、6ページの方へお戻りいただきたいと思います。

まず、第2表の繰越明許費補正でございますが、道路新設改良事業において、一部の用地買収が未完了となりましたことから、379万2,000円の繰り越しを、また法隆寺・藤ノ木線整備事業におきましては、全線共同溝管路工事の年度内完了が出来なくなったことから、1,042万3,000円を繰り越しさせていただくものでございます。

次に、第3表の地方債補正については、今回の補正に伴い地方債の限度額をそれぞれ変更させていただくものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。予算書の朗読をさせていただきます。

平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）

平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,170万9,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億823万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成16年3月31日専決

斑鳩町長 小 城 利 重

以上で、平成15年度の斑鳩町一般会計補正予算(第9号)のそれぞれの説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして原案どおりご了承いただきますようお願い申し上げます。

○議長(森河昌之君) 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
。14番、里川議員。

○14番(里川宜志子君) 提出議案説明なり、今部長の方からの説明なりをお受けしている中で、ちょっとわからなかったところについてお尋ねしたいと思います。

この15ページにあります歳出の方での企画費の中で、文化振興センターの管理業務委託料1,200万、これ非常に大きな金額になっていると思うんですね。ここで補助金と合わせまして2,153万3,000円という減額というふうになっているんですが、このことにつきまして、こういう費用が少なく済むということはいいことであるというふうには思うんですが、これはどのような内容によってこの多額の減額となったのか。そしてまたそれは、住民サービスの観点から見てどうであったかというふうなことについて、どのように評価をされているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長(森河昌之君) 植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) こういったかかるがホールの管理につきましては、文化振興財団に委託をしているわけでございますけれども、いわゆる受託側につきましては、出来るだけ経営の合理化を目指していただきまして、そういった関係で節約、節約といいますが、よりサービスを低下させない中でそういった合理化を図っていただいた中での結果として出ておるものでございます。

それと、事業につきましても、それぞれ工夫を凝らした中で事業をやっていただいております。そういった結果としてこれだけの額が減額となったということで我々は受け止めております。

いずれにいたしましても、広くかかるがホール等を利用していただくことが肝要でござ

ございます中で、いかにそういった中で合理化を図れるかということの大きな課題の中で、徐々にそういったもので努力しておるわけでございます。そういった成果と我々としては承知しておるところでございます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 少しちょっと今の説明でもわかりにくかったんですが、多分今の説明をお聞きしますと、財団への補助金という分につきましては、今部長の説明がありました、行う事業の精査などというようなこともおっしゃっておられたと思うんですが、そういうことのあるのかなあというふうには感じたんですけども、施設の管理業務を委託しているという関係の中では、1,200万というのは非常に大きな金額であるというふうに思うんですが、この管理委託の中で1,200万の金額というのはどういうふうに考えたらいいのかなというのが、実際私の素朴な疑問だったんですが、今の説明ではそのところが自分としても何か理解が出来ないもんですから、もうちょっと具体的に人件費をこうしたんやとか、ご説明があればわかりやすかったんですが、さらに説明出来る範囲、もう少し具体的に出来るのであればしていただきたいなというふうに思うんですが。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 経営の方法につきましては色々な方法はあるわけでございますけども、そういった、先ほどいわゆる総合的に、光熱水費とか、そうしたもののやはり関係につきましても出来るだけ節約する中でさせていただいております。そういった細々としたものの積み上げといたしましてそういったものが出るものでございまして、人件費につきましても、出来るだけサービスの低下にならない中でやはり最小の人数で最大の効果を得られるような関係で努力も現場においてはさせていただいておりますので、そういった観点からのやはり減額が生じておることと考えております。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 何かはっきりまだ私もつかみきれないんですけども、どちらにいたしましても、今後も非常に重要な、町民の生涯学習の観点から見ましても重要な拠点となる文化振興センターだというふうに感じております。経費を節減していただくことは非常に行政にとって重要なことだと思います。ですから、経費を節減しながら、より住民が積極的に使ってもらえる施設を目指していただきまして、より今後も工夫

をしていただけることをお願いだけしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） ほかにございませんね。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第4号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって承認第4号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程9、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって承認第5号については、委員会付託を省略いたします。

本案について提出者の説明を求めます。池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） それでは、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について）をご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第5号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成15年度斑鳩町公共下水道事業

特別会計補正予算（第2号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成16年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読をさせていただきます。

斑専第2号

専決処分書

平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分す
る。

平成16年3月31日

斑鳩町長 小城利重

それでは、補正予算書によりご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,236万1,000円を
減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億6,562万円とするものであります。

内容につきましては、予算に関する説明書によりご説明申し上げますので、6ページ
をお願いしたいと思います。

まず、歳入につきましては、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計
繰入金でございますが、今回の歳出の減額補正及び歳入での町債の確定により、716
万1,000円の減額でございます。

第6款町債、第1項町債、第1目の下水道事業債では、町債の確定により、流域下水
道事業債で1,610万円の増額、奈良県流域下水道事業推進資金で2,130万円の
減額で、差し引き520万円を減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。7ページをお願いいたします。

第1款下水道費、第1項下水道費、第2目流域下水道事業費で、奈良県に支払う流域
下水道事業、市町村負担金の確定に伴いまして1,236万1,000円を減額するも
のであります。

それでは、3ページにお戻りください。第2表の地方債の補正であります。今回の補
正予算により、地方債の限度額を変更するものであり、2の流域下水道事業では、補正
後限度額を2億250万円に、3の奈良県流域下水道事業推進資金では、補正後限度額
を630万円に変更するものであります。

それでは、1ページをお願いいたします。朗読をもって、平成15年度斑鳩町公共下
水道事業特別会計補正予算（第2号）のご説明とさせていただきます。

平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるとこ

ろによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,236万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億6,562万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成16年3月31日専決

斑鳩町長 小 城 利 重

以上、簡単ではございますけども、平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)のご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長(森河昌之君) 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第5号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって承認第5号については、満場一致で承認いたされました。

ここで副議長と交代いたしますので、暫時休憩をいたします。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時47分 再開)

○副議長(中川靖広君) 再開いたします。

ただいま森河議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職許可についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議長辞職許可についてを日程に追加し、議題といたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時48分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○副議長(中川靖広君) 再開いたします。

ただいま議題となっております議長辞職許可について、地方自治法第117条の規定により、森河議員の退席を求めます。

(森河議員 退席)

○副議長(中川靖広君) 議長の辞職願を事務局長に朗読をさせます。浦口事務局長。

○議会事務局長(浦口楨君)

議長辞職願

今般、議員申し合わせにより、議長辞職願を提出いたしますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

平成16年5月11日

斑鳩町議会議長 森河昌之

斑鳩町議会副議長 中川靖広様

○副議長(中川靖広君) お諮りいたします。議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議長辞職については、満場一致で許可いたしました。

(森河議員 着席)

○副議長(中川靖広君) 森河議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました議長辞職許可については、満場一致で許可いたしました。

議長辞職のあいさつをお受けいたします。5番、森河議員。

○5番(森河昌之君) まずもって、この1年間を、議員皆様方に対しまして、非常にご

迷惑をかけながら、おんぶしていただき、ありがとうございます。ご協力賜っていることを心に感謝を申し上げたいと思います。

また、町長はじめ助役さん、収入役、各部課長さん、私の色々なご無理も申しあげましたけども、その節はご協力賜ったことに対し、この席をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

非常に、考えますと、短いようで長い1年間でした。色々な私事でしたが、皆様方に今までにない心遣いをいただき、この席をかりましても御礼を申し上げたいと思います。本当に長く私を見守っていただきましてありがとうございます。今後皆さんとともに歩んでいきたいと思いますので、その節もよろしく願いいたします。本当にありがとうございます。(拍手)

○副議長（中川靖広君） 森河議員におかれましては、昨年5月以来議長として議会のためにご尽力をいただき、ここに副議長として議会を代表して感謝を申し上げる次第であります。ありがとうございます。

ただいまの議決により、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議 場 閉 鎖）

○副議長（中川靖広君） ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、3番、飯高議員、4番、西谷議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○副議長（中川靖広君） 投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中川靖広君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○副議長（中川靖広君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

（投票）

○副議長（中川靖広君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中川靖広君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。飯高議員、西谷議員の立ち会いをお願いいたします。

（事務局長及び立会人 開票）

○副議長（中川靖広君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。有効投票16票、無効投票0票。有効投票のうち、浅井議員11票、松田議員5票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって浅井議員が当選いたされました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖を解く）

○副議長（中川靖広君） ただいま議長に当選されました浅井議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

浅井議員より、当選の承諾及び就任のごあいさつをお願いいたします。

○6番（浅井正八君） ただいま選挙いただきまして、未熟な私を皆さんのおかげで当選させていただいて、大変重責でございます。全協の中でもお話ございましたように、今度は郡、県の方で色々役が当たるようでございますが、私も農家をやって、まだ新米議員と同じでございます。3期目ではございますが、新米でございます。皆さんの温かいご指導によって、私も精一杯頑張りたいと思います。農業はほっといてでも私はやると皆さんに約束しましたので、家はほっといてこの皆さんの議会活動に力を入れますので、皆さんもよい指導をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（中川靖広君） ありがとうございます。議長に議長章の授与を行います。

(議長章授与)

○副議長(中川靖広君) 議長に議長席にお着き願うことといたします。

これをもって私の職務を終了いたします。皆様のご協力を賜りありがとうございます。
た。

議長と交代のため暫時休憩いたします。

(午前11時35分 休憩)

(午前11時35分 再開)

○議長(浅井正八君) それでは、会議を再開いたします。

ただいま副議長の中川議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職許可についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって副議長辞職許可についてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中川議員の退席を求めます。

(中川議員 退席)

○議長(浅井正八君) 副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。浦口事務局長。

○議会事務局長(浦口隆君)

辞職願

私は、このたび、議会の申し合わせにより副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。

平成16年5月11日

斑鳩町議会副議長 中川靖広

斑鳩町議会議長 浅井正八様

○議長(浅井正八君) お諮りいたします。副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。副議長の辞職については、満場一致で許可

いたされました。

(中川議員 着席)

○議長(浅井正八君) 中川議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました副議長辞職許可については、満場一致で許可いたしました。

副議長辞職のあいさつをお受けいたします。中川議員。

○16番(中川靖広君) 皆様1年間ありがとうございました。私みたいな若輩者が副議長という重責を1年間務めさせていただきましたのは、議員皆様方、また理事者皆様方のご指導、ご鞭撻、ご協力を賜りまして務めさせていただくことが出来たと感謝しております。心より厚くお礼申し上げます。甚だ簡単ではございますが、副議長辞職のごあいさつとかえさせていただきます。誠にありがとうございました。(拍手)

○議長(浅井正八君) 中川議員におかれましては、昨年5月から副議長として議会運営にご尽力いただき、ここに厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

ただいまの議決により、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を、地方自治法第102条第5項の規定に基づき会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

副議長の選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(浅井正八君) ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、5番、森河議員、7番、小野議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(浅井正八君) 投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(浅井正八君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○議長(浅井正八君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。森河議員、小野議員の立ち会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○議長(浅井正八君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。有効投票16票、無効投票0票。有効投票のうち、浦野議員11票、里川議員5票。以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は4票であります。よって浦野議員が当選いたしました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖を解く)

○議長(浅井正八君) ただいま副議長に当選されました浦野議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

浦野議員より、当選の承諾及び就任のごあいさつをお願いいたします。9番、浦野議員。

○9番(浦野圭司君) 未熟者ではございますが、今年1年副議長として就任させていただきますので、本当に選んでいただいたことを重責に感じております。色んな問題が山積しております。皆様のご協力も必要でございますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(浅井正八君) 続いて、委員会条例第3条の規定により、各常任委員会委員の任期が満了いたしましたことにより、この際日程に常任委員会委員の選任についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたします。

暫時休憩いたします。

（午前 11 時 52 分 休憩）

（午後 3 時 35 分 再開）

○議長（浅井正八君） 再開いたします。

大変お待たせいたしました。ただいま議題となっております常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により議長より指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。それでは、議長より指名いたします。

総務常任委員会委員に、嶋田議員、松田議員、西谷議員、森河議員、小野議員、坂口議員、厚生常任委員会委員に、浦野議員、三木議員、木田議員、里川議員、中西議員、建設水道常任委員会委員に、飯高議員、浅井議員、吉川議員、木澤議員、中川議員をそれぞれ指名いたします。

追加日程5、常任委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員会の委員を選任することに決定いたしました。各委員会委員の皆様方には、よろしくお願ひいたします。

続きまして、委員会条例第4条の2の規定により、議会運営委員会委員の任期が満了したことにより、この際日程に議会運営委員会委員の選任についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたします。

本件についても、委員会条例第7条の規定により議長より指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。それでは、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に、嶋田議員、西谷議員、小野議員、三木議員、里川議員、飯高議員、中川議員をそれぞれ指名いたします。

追加日程 6、議会運営委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員を選任することに決定いたしました。各委員の皆様方には、よろしく願いいたします。

続いて、都市基盤整備特別委員会委員の西谷議員から、都市基盤整備特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。この際、都市基盤整備特別委員会委員の辞任許可についてを、地方自治法第 102 条第 5 項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。

よって、都市基盤整備特別委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、議題いたします。

地方自治法第 117 条の規定により、西谷議員の退席を求めます。

（西谷議員 退席）

○議長（浅井正八君） 西谷議員の都市基盤整備特別委員会委員の辞任願を事務局長に朗読させます。浦口事務局長。

○議会事務局長（浦口隆君）

辞職願

今般、議会申し合わせにより、都市基盤整備特別委員会委員を辞任いたしたく辞任願を提出しますので、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

平成 16 年 5 月 11 日

都市基盤整備特別委員会委員

西谷剛周

斑鳩町議会議長 浅井正八様

○議長（浅井正八君） お諮りいたします。都市基盤整備特別委員会委員の西谷議員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって、西谷議員の都市基盤整備特別委員

会委員の辞任を許可することに決しました。

(西谷議員 着席)

○議長(浅井正八君) 西谷議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました都市基盤整備特別委員会委員の辞任許可については、満場一致で許可いただきました。

ただいまの議決により都市基盤整備特別委員会委員が欠員となりました。よってこの際、日程に都市基盤整備特別委員会委員の選任についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって、都市基盤整備特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたします。

本件についても、委員会条例第7条の規定により、議長より指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。都市基盤整備特別委員会委員に、松田議員を指名いたします。

追加日程8、都市基盤整備特別委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、松田委員を選任することに決定いたしました。

続きまして、広報発行対策特別委員会委員の飯高議員、西谷議員、坂口議員、木田議員から、広報発行対策特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。この際、広報発行対策特別委員会委員の辞任許可についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって、広報発行対策特別委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、飯高議員、西谷議員、坂口議員、木田議員の退席を求めます。

(飯高議員、西谷議員、坂口議員、木田議員 退席)

○議長（浅井正八君） 飯高議員、西谷議員、坂口議員、木田議員の広報発行対策特別委員会委員の辞任願を事務局長に朗読させます。浦口事務局長。

○議会事務局長（浦口隆君） 辞職願を朗読します。

辞職願

今般、議会申し合わせにより、広報発行対策特別委員会委員を辞任いたしたく辞任願を提出しますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

平成 1 6 年 5 月 1 1 日

広報発行対策特別委員会委員

飯 高 昭 二

斑鳩町議会議長 浅井正八様

以下同文でございますので、氏名のみ朗読させていただきます。

広報発行対策特別委員会委員、西谷剛周。

同じく、広報発行対策特別委員会委員、坂口徹。

同じく、広報発行対策特別委員会委員、木田守彦。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） お諮りいたします。広報発行対策特別委員会委員の飯高議員、西谷議員、坂口議員、木田議員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって、飯高議員、西谷議員、坂口議員、木田議員の広報発行対策特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

（飯高議員、西谷議員、坂口議員、木田議員 着席）

○議長（浅井正八君） 飯高議員、西谷議員、坂口議員、木田議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました広報発行対策特別委員会委員辞任許可については、満場一致で許可いたされました。

ただいまの議決により広報発行対策特別委員会委員が欠員となりました。よってこの際、日程に広報発行対策特別委員会委員の選任についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって、広報発行対策特別委員会委員の選

任についてを日程に追加し議題といたします。

本件についても、委員会条例第7条の規定により議長より指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。広報発行対策特別委員会委員に、嶋田議員、小野議員、木澤議員、中川議員をそれぞれ指名いたします。

追加日程10、広報発行対策特別委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員を選任することに決定いたしました。各委員の皆様には、よろしく願いいたします。

続きまして、議会推薦の農業委員会委員の任期が、本年6月30日付をもって任期満了となります。よって、斑鳩町農業委員会委員の推薦についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって、推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦についてを日程に追加し議題といたします。

ただいま議題となっております斑鳩町農業委員会委員の推薦については、農業委員会等に関する法律第12条第1項の規定により、議会推薦に係る農業委員に、吉川議員、中川議員、以上2名の方を指名いたします。

地方自治法第117条の規定により、吉川議員、中川議員の退席を求めます。

(吉川議員、中川議員 退席)

○議長(浅井正八君) お諮りいたします。ただいま指名いたしました2名の方を、農業委員会委員として推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって、追加日程11、斑鳩町農業委員会委員の推薦については、ただいま指名いたしました2名の方を推薦することに決しました。

(吉川議員、中川議員 着席)

○議長(浅井正八君) 吉川議員、中川議員にお知らせいたします。斑鳩町農業委員会委

員の推薦については、満場一致をもって推薦することにいたしました。各委員にはよろしくお願いたします。

続きまして、議会選出の監査委員の松田議員から、本月末日をもって監査委員を退職いたしたい旨を町長に申し出ておられます。よってこの際、斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって同意第2号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、木田議員の退席を求めます。

(木田議員 退席)

○議長(浅井正八君) 理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) 同意第2号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

議案書を朗読いたします。

同意第2号

斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

平成16年5月11日 提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 奈良県生駒郡斑鳩町幸前2丁目6番19号

氏 名 木田守彦

生年月日 昭和15年10月20日

以上で説明を終わりますが、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(浅井正八君) お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案に同意いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって追加日程12、同意第2号 斑鳩町

監査委員の選任について同意を求めることについては、満場一致で同意されました。

(木田議員 着席)

○議長（浅井正八君） 木田議員にお知らせいたします。斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについては、満場一致をもって同意いただきました。よろしくお願いたします。

ただいまから、追加日程13、議長報告を行います。

議長報告（1）から（5）までにつきましては、事務局長から報告させます。浦口事務局長。

○議会事務局長（浦口隆君） それでは、報告をいたします。

初めに、常任委員会正副委員長互選結果についてであります。総務常任委員会委員長に松田議員、副委員長に嶋田議員、厚生常任委員会委員長に木田議員、副委員長に里川議員、建設水道常任委員会委員長に中川議員、副委員長に飯高議員であります。

次に、議会運営委員会正副委員長互選結果についてであります。委員長に小野議員、副委員長に里川議員であります。

次に、都市基盤整備特別委員会正副委員長互選結果についてであります。委員長に坂口議員、副委員長に嶋田議員であります。

次に、広報発行対策特別委員会正副委員長互選結果についてであります。委員長に小野議員、副委員長に木澤議員であります。

次に、市町村合併調査研究特別委員会正副委員長互選結果についてであります。委員長に吉川議員、副委員長に小野議員であります。

○議長（浅井正八君） ただいま事務局長から報告させましたとおりであります。皆さんにはよろしくお願いたします。

以上で、本日開催の第2回臨時会に付議されました各議案についてはすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長からごあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成16年第2回町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日提案させていただきました斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてなど7議案について、議員皆様には、慎重かつ熱心にご審議賜り、いずれの議案につきましても、温かいご審議により原案どおりご承認賜りましたことに対しま

して、深く感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

また、今後の議会運営の根幹となります正副議長の選出を初め各常任委員会及び特別委員会の各委員等を選出していただき、大変ご苦勞さまでございました。改めてお礼を申し上げます。

なお、新しく構成されました議会及び各委員会の皆様方に、町の懸案事項等についてご相談、ご協議をお願い申し上げ、議会との連携を保ちながら、より一層の町政の発展に向けて努力してまいりたいと考えております。今後とも、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議員皆様方には、ますますご健勝にて議会活動にご精励を賜りますよう心からお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長（浅井正八君） これをもって平成16年第2回斑鳩町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

（午後3時58分 閉会）